

## 北陸こども環境研究会 規約

(名称)

1 本会は、北陸こども環境研究会と称する。

(事務局)

2 本会は、代表の在勤もしくは在住する場所におく。

(目的)

3 本会は、こどもの育ちの環境づくりについて幅広く議論するとともに、環境づくりの実践活動することを目的とする。

(事業)

4 本会は、前項の目的を達するため、こどもの育ちの環境づくりに関して研究集会や実践報告会等の事業を、年数回の頻度で定例セミナー・特別セミナー・各種団体への応援セミナーとして実施する。

(会員)

5 本会は、前記第 3 項の目的に賛同し、本会への入会を希望する旨事務局に申し出た者によって構成される。

(会費)

6 本会の運営にあたっては、当分の間、入会費・年会費は無料とし、実費参加者負担を原則とする。なお、他団体からの補助金、善意に基づく寄付金等は受け付ける。

(会議)

7 毎年 1 回総会を開催し、会の運営上重要な事項を決定する。その他必要に応じて、例会を開催する。

(代表)

8 本会に代表を 1 名、副代表を数名置く。代表および副代表は、総会または例会において、出席者の総意に基づき選任する。

(事業年度)

9 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約改正)

10 この規約は、総会または例会において、出席者の総意に基づき、随時変更することができる。

- ・ 本会は、平成 23 年 3 月に公益社団法人「こども環境学会」に研究委員会として学会理事会で承認された、学会所属の委員会である。  
なお、承認前は任意団体として平成 22 年 12 月 2 日に設立された。
- ・ 本規約は、設立時に不文律としてあったものを文章化したものであり、平成 25 年 9 月 13 日から施行する。